

基発0222第1号
平成24年2月22日

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長
(公印省略)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「法」という。)、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第261号)及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」(平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。)において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について(労働基準局関係)」(平成23年5月2日付け基発0502第2号)記の第4により、通知したところである。

本日、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」(平成24年政令第33号。以下「改正政令」という。)が公布、同日施行され、下記のとおり、特定被災区域が追加指定されたので、その実施に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

記

第1 特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙のとおりであること。

千葉県：野田市、柏市

第2 対象事業場等

- 1 労働保険料等の免除の特例（法第81条及び第84条並びに省令第12条から第19条まで）については、当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた場合に対象となり、今般、追加指定された区域における取扱いについても、平成23年3月1日に遡及して適用されること。
- 2 労働保険料等の免除の特例が遡及して適用された場合は、平成22年度確定保険料等の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

第3 施行日等

改正政令は、公布の日（平成24年2月22日）から施行すること。ただし、第2の1のとおり、平成23年3月1日に遡及して適用すること。

(別紙)

特定被災区域一覧 (H24. 2. 22)

[青森県] (2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県] 全域

[宮城県] 全域

[福島県] 全域

[茨城県] (31市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県] (10市7町)

宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県] (1市)

※久喜市

[千葉県] (20市9町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※野田市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※柏市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※印旛郡栄町、※香取郡神崎町、※香取郡多古町、※香取郡東庄町、※山武郡大網白里町、山武郡十九里町、※山武郡横芝光町、※長生郡白子町

[新潟県] (2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県] (1村)

下水内郡栄村

- ※は災害救助法の適用市町村以外の市町村
- 下線は、今回の政令改正により追加指定された2市

(号外第 40 号)

政令

東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律第一条第一項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名事行國

三月二日癸卯

内閣總理大臣 野田佳彦

政令第三十三号

の市町村を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 平成二十三年法律第十四号
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成二十三年政令第二百一十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 北海道の項中「広尾郡尾町」を「茅部郡鹿部町」に改め、「西磐井郡平泉町」を「西磐井郡茅部町」に改め、「西磐井郡茅部町」を「西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「同郡大衡村」を「同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町」に改め、同表福島県の項中「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡崎町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市 結城市」に、「取手市」を「取手市 牛久市」に改め、同表栃木県の項の次に次のように加える。

別表第一 千葉県の項中「銚子市」を「銚子市・船橋市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡糸井村」を「下水内郡糸井村」に改める。
別表第三「岩手県の項中「西磐井郡平泉町」を「西磐井郡平泉町」に改める。
別表第三千葉県の項中「松戸市」を「松戸市・野田市」に、「東金市」を「東金市・柏市」に改める。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

内閣總務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令を「」に公布する

御靈
國事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十一日

内閣總理大臣 野田 佳彦

政令第三十四號

東日本大震災復興特別区城法施行令の一部を改正する政令
内閣は、東日本大震災復興特別区城法施行令（平成二十三年法律第二百二十一号）第四条第一項の規定に基
づき、この政令を別定する。

東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第49号)の一部を次のように改正する。
別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町、二海郡八雲町、広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市、野田市」に「東金市」を「東金市、柏市」に改め、同表に次のように加える。

県
長

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣
總務大臣
川端 佳彦

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十四年〔月〕〔日〕

卷之三

政令第三十五号
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令、未だ付し立日本大震災事業者再生支援機構者去(平成二十三年法律第二百三十三条)第十九条第一項の規定による。

一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令(平成二十三年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「東部郡鹿部町」「二海郡八雲町」「広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市」「野田市」に、「習志野市」を「習志野市」「柏市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村」「下水内郡栄村」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

卷一百一十五

平成二十四年一月三日

年鳳十四年五月

內閣總理大臣 須田 佳彦